

令和8年度船橋市立八木が谷中学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わない、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを理解しつつ、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識のもと、いじめの防止などの対策を行う。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

【組織】

○名称「いじめ対策委員会」

○構成員：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学年生活担当
校内支援担当、スクールカウンセラー、関係学級担任

○役割

＜未然防止＞

- | |
|---|
| ①居場所づくりと絆づくり
②豊かな情操と道徳心の育成・道徳教育及び人権教育、体験活動の充実
③生徒が自主的に行う活動の推進・いじめ撲滅に向けた取り組み
(いじめ防止に関する啓発活動)
④家庭・地域との連携・いじめ防止基本方針の公表 |
|---|

＜早期発見＞

- | |
|--|
| ①SOSを出しやすい仕組み作り
・生活ノートの活用・いじめアンケートの実施
・教育相談の実施とスクールカウンセラーの活用
②見守り体制の充実・日々の観察と情報収集 |
|--|

<早期対応>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめ長欠対策推進委員会の設置②事実関係の把握・事実調査の実施・把握事実の提供③指導と支援<ul style="list-style-type: none">・被害生徒・加害生徒・観衆と傍観者それぞれに指導と支援を行います。④関係機関との連携・船橋市教育委員会や関係機関との連絡調整 |
|---|

<その他>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①生徒に行われる情報モラル教育の充実②船橋市立学校ネットワークパトロールの活用③適切な利用のためのフィルタリングや家庭でのルール作りの周知 |
|---|

Ⅲ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又本人、保護者が重大事態に至ったと申し出た場合は、以下の対処を行います。

- 1, 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- 2, 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3, 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4, 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

Ⅳ 取り組みの点検・評価・改善

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握やいじめに対する措置が適切に行われるよう、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。

- 1, 学校評価
- 2, 学校生活アンケート

V 年間計画

月	活動内容	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・生活部会 ・教室等での生徒の様子把握 	始業式・入学式・保護者会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 ・旅行的行事での人間関係把握 	修学旅行・校外学習 部活動保護者会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談や保護者会を通して、保護者との情報共有 ・第1回いじめ対策委員会 ・第1回学校生活アンケート調査・生活部会 	三者面談・教育相談
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間において、いじめの早期発見、未然防止 ・生活部会 ・夏季休業に向けた生活指導 	保護者会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動における生徒の様子把握 	—
9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの生徒の様子把握 ・生活部会 	期末テスト・体育祭
10	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた生徒の様子把握 ・生活部会 	生徒会役員選挙・文化祭 三者面談
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会 ・第2回学校生活アンケート調査・生活部会 	三者面談・授業参観
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間において、いじめの早期発見、未然防止 ・生活部会 	教育相談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	—
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会 ・第3回学校生活アンケート調査 ・生活部会 	期末テスト
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活部会 	3年生を送る会 卒業証書授与式・修了式

※生活部会にて、いじめ防止対策の会議を実施する。